

◎新潟県告示第794号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は令和2年7月10日から令和2年7月30日まで新潟県農林水産部漁港課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部漁港課において縦覧に供する。

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

1 出願の年月日

令和2年6月29日

2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちP1の地点からP3の地点までを順次に結んだ線、及びP3の地点と10733の地点を結んだ線、及び10733の地点とP1の地点とを結ぶ令和1年の春分の満潮位（D. L. +0.374m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

P1の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場（北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398）から91度29分13秒40.23mの地点

P2の地点 P1の地点から248度51分35秒2.800mの地点

P3の地点 P2の地点から158度35分40秒195.932mの地点

10733の地点 P3の地点から68度51分35秒2.800mの地点

P1の地点 10733の地点から338度35分40秒195.932mの地点

(3) 面積

548.69平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びP4の地点とP1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

P4の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場（北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398）から86度15分59秒39.083mの地点

P5の地点 P4の地点から248度51分36秒6.660mの地点

P6の地点 P5の地点から158度35分40秒203.653mの地点

P7の地点 P6の地点から68度51分45秒6.667mの地点

10733の地点 P7の地点から338度29分56秒3.861mの地点

P1の地点 10733の地点から338度35分40秒195.932mの地点

P4の地点 P1の地点から338度35分34秒3.860mの地点

(3) 面積

1,356.37平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地